

会員各位

## 「栄養・食糧学基金」の助成対象者の募集

公益社団法人日本栄養・食糧学会

本学会では、平成 10 年より創立 50 周年記念事業の一環として、会員各位のご厚志による「栄養・食糧学基金」が創設されました。本年度も栄養・食糧学基金の助成対象者を募集いたしますので、以下の募集要項をご覧の上、ご応募くださるようお願い致します。

なお、国際交流助成に関しては、昨今の事情を鑑みまして 1 件当たりの助成金を減額し、助成対象数を増やしておりますので、奮ってご応募願います。

### 「栄養・食糧学基金」の助成対象者募集要項

#### 趣旨：

本基金は栄養学・食糧学の基盤を確立する基礎および応用面における研究活動、および、栄養学・食糧学における国際的学術交流を積極的に支援することを目的とする。したがって、研究助成の部と国際交流助成の部からなる。研究助成については複数年度にわたって重点分野を設定する。

#### 審査機構：

研究助成の応募審査においては、学会活動強化委員会が審査した結果に基づき、授賞等選考委員会の議を経て理事会が決定する。なお学会活動強化委員会は複数の専門家に予備審査を委嘱することができる。

#### 助成金の交付：

該当年度の社員総会の席上において会長より手渡す。

#### 申請書請求先および送付先：

〒171-0014 東京都豊島区池袋 3-60-5 フェイクアーフィールド池袋 203 号

公益社団法人日本栄養・食糧学会事務局 TEL : 03-6902-0072 FAX : 03-6902-0073

E-mail : eishokujimu@jsnfs.or.jp

## A 研究助成

### 1. 研究分野

平成 27 年度においては、重点分野は下記のとおりである。

- 1) アンチエイジングに繋がる栄養および運動に関する研究
- 2) 摂食行動改善のための食素材の開発に関する基礎的、応用的研究

### 2. 助成対象

平成 27 年 1 月 1 日の時点で、日本栄養・食糧学会において 3 年以上の会員歴を有し、かつ満 50 歳未満であって上記の重点分野における研究課題に関する研究実績のある会員。

### 3. 助成金額

原則として 1 研究課題あたり毎年 100 万円とする。今回は 2 件以内を募集する。

### 4. 助成期間

助成期間は1年とする。ただし、くり返し申請することを妨げない。

## 5. 応募の方法

応募者本人が所定の申請書（本学会ホームページからもダウンロード可能）に記入して、平成26年10月15日（必着）までに公益社団法人日本栄養・食糧学会長宛に送付する。その際、論文別刷りなど関係する資料を添付すること。

## 6. 報告の義務

年度末に成果報告書、助成金の使途について所定の用紙を用いた報告を会長宛提出するものとする。なお、日本栄養・食糧学会誌もしくはJournal of Nutritional Science and Vitaminologyへの投稿原稿あるいはそれらに掲載された論文別刷をもって成果報告書に代えることができる。

なお、本助成金による研究成果の公表に当たっては、謝辞を付すること（例えば、「本研究は公益社団法人日本栄養・食糧学会の栄養・食糧学基金の援助を受けて行ったものである」あるいは「This research is supported (in part) by the Nutrition and Food Science Fund of Japan Society of Nutrition and Food Science.」）。

## B 国際交流助成

### 1. 助成対象

平成27年1月1日の時点で、日本栄養・食糧学会において3年以上の会員歴を有し、かつ満40歳未満である会員であって、栄養学・食糧学における国際的学術集会（日本国外で開催のものに限る）において研究成果を発表する者。同一の会員に対して複数回の助成は行わない。

### 2. 助成金額

1件当たり10万円。年2回の募集を行い、合計5件以内に助成する。

### 3. 応募の方法

本年度は、第1回の応募締切を平成26年10月15日（必着）とする。第1回で採択数の上限に達しない場合、第2回の募集を行うものとし、その場合の募集案内は本学会ホームページと栄食メールニュースにて行う。応募者本人が所定の申請書（本学会ホームページからもダウンロード可能）に記入して、公益社団法人日本栄養・食糧学会長宛てに送付する。なお、応募時に発表演題の採択が未決定の場合も応募は可能であるが、通知が届き次第、本学会事務局宛に送付すること。採択通知がない場合は、選考されても、助成取消となる。また、選考の参考資料として、関連論文3報以内の別刷りを添付することができる。

### 4. 報告の義務

発表終了後一ヶ月以内に、当該学術集会の参加の報告書を本学会宛てに提出する。報告書は、日本栄養・食糧学会誌に掲載することを原則とする。